

わが国における『生涯スポーツ』概念の実情と 学校体育との関連について(Ⅲ)

—学校文化論と健康概念にかかわる教科目標論の視点から—

松岡重信 (広島大学教育学部)
李捷 (広島大学教育学研究科)

〈日本語要約〉

体育の教科目標に関連して、学校文化や健康概念のとらえ直しから議論を展開した。体育授業にかかわって教科の目標とか、単元目標とかも、具体的な素材としてのスポーツを対象化しながら論じていくしかないと思われた。なお、その際でも、直接的には「健康」も一義的な意味をもちえず、したがって、直接の目標には設定しえない。スポーツそのものの中に「教える意味」と「学ぶ意味」を正当に、かつ過程的に位置づけられることが求められていると考える。その正当性とはどこからどのような論理で導かれるかといえば、現時点では、次のように考えざるを得ない。

- 1) 体育授業の実践家達の成功事例から実現可能な目標を導出すべきである。そして、成功という時の「内容」「方法」「条件」ともに「成功」といわしめる基準の確認も重要な観点になる。
- 2) 「自己学習力」は、われわれにまず存するものであって、〈ある〉とか〈ない〉とか、ないから〈育てる〉とかの論理ではない。われわれ自身の「内」と「外」との相互作用に加えて、自らの「内なる自己」とのコミュニケーションと相互作用を問題にすることになる。
- 3) したがって、「選択制」という授業の方法の検討よりも、どれだけ教師にも子どもにも「意味」のある「関係」を授業のなかに位置づけていかんとする個々の特殊な課題を再把握する方が、遥かに普遍的で重要な課題解決につながる。
- 4) そういった関係性の重視という観点から、われわれは、学校文化・生徒文化というものも、授業の論理に引き寄せていくことを要求されるだろう。

I はじめに

これまでの報告(I, II報)では、「生涯教育」論の「教育」の部分に「体育」を代入して成立してきたような「生涯体育」概念と、それを拡大解釈して成立・変質してきた「生涯スポーツ」論が行政施策とも一致して「瓢箪から駒」の如く一人歩きを始めたことにふれてきた。そして、この「生涯スポーツ」論は行政的にもかつ一般的にも徐々に認知されるようになり、学校の「保健体育科の教科目標」にも位置づいてきた経過がある。そして、具体的授業の方法論としての「選択制授業」は柔軟性と曖昧性を同時にもち、体育授業のレベルでの「目的論」においても「方法論」においても、必ずしも成功的な様態は望めないと結論した。さらに、こうした誰かが「選択」という論理がもう少し拡大されれば、そう遠くない将

来に体育科教育の「消滅」の可能性が拡大されつつあることの懸念にもふれてきた⁽⁸⁾⁽⁹⁾。こうした懸念は、様々な立ち場からもなされるようになってきており、またそれらの間においても対立に近い関係もみられる⁽¹⁾。さらに連動して「生涯スポーツ」云々ということは、こうした極端な論調をも射程にいれ、かつ慎重にイメージを探求し、実践化させねば、ただのスポーツ文化(学校の外のスポーツ)より性の悪い性格を一面として保有している。池上が医学的立場からいう「スポーツの功罪⁽⁵⁾」もそうであれば、「スポーツによる人間の疎外」であり、結果として生じてしまっている「スポーツの階級性」、授業による「スポーツ嫌い」「運動嫌い」の拡大生産と、さらには極端なスポーツ少年団の「運動過多」への分極化である。

そこで、本論においては各学校という「場」の「機能」を文化論的に問い直しながら、改めて生

涯スポーツ(論・運動)と学校、ひいては保健体育教科やその他のスポーツ的活動のありかたを問題にして、一定の方向性を明示することを目的としたい。その際、原則的に学校の機能は世界の文化・科学・芸術を凝縮して整理し、概念や形象・運動で教えようとしている「世界の反映」としての「文化的時・空間」であるとする立場を起点とする。それは極力、政治的社会的圧力の反映物としての学校、親権や行政権利行使という現実的制約を現実を歪めない程度に排除して、研究上の複雑さを免れようとしている論理の形成ではある。しかし、同時的検討を避けるという意味であって、最初からそうした影響や圧力を無視しているのではない。

II 学校文化論の提起する「意味」

そして、学校が「文化的シンボリック的時間・空間」であるとする起点的立場は、学校自体が文化・科学・芸術などを、広く世界から集約して凝縮して次世代に伝える「意味的空間」でもあれば「情報の伝承と情報創出の場」でもあることを意味している。そして、歴史的にも固有の意味をもつ空間でもある。われわれの生涯における「ある時期」という意味と、例えば故郷の学校というような意味である。子ども達の学習と遊びやスポーツ・日常習慣や対人接触の技術を学んでいる固有の「場」なのである。それは、営々として先人達が、創り上げてきた「文化システム」「シンボリックシステム」の最たるものでもある⁽¹⁹⁾。そして、法律体系によって人的に物的に経済的に管理され評価され続けてきた「経営管理のシステム」でもある。教師達が何かの問題に直面するとき、教師集団としての「意志決定」や「専門性」さらに教師個人個人の「職能性」が問われる場としての「機能システム」でもある。

そしてこの際、保健体育科に一定の方向性つまり『何をこそ教える教科であるか』を明示するという本論の課題にかかわって、大きく二つの課題追求のルートがあるように思われる。一つは、本論では直接問題にしないが、教師達が自らへの課業して捉える「教科内容」や「教科目標」「授業実践」の質の問題としての、自らへの問いかけの

ルートである。教えるという行為への反省思考の側面でもある。他の一つは、子ども達が豊かに何かを学び、それを今現在の日常生活と将来の生活の糧とするかという実質性と実利性への反省思考である。入試教科でないから、軽視されても仕方ないとかのレベルではなくて、子ども達・若者達にとって「意味」のある体育授業をこそ問題にしなければならない。だから、それが本当に「生涯スポーツ」で説明されているかどうかの問題でもある。「異質・信頼・協同⁽⁷⁾」を鍵概念とするであろうスポーツや運動学習は、平和とか政治的安定を必ずしも前提とはしないが、〈遊戯性-労働性〉や〈地域性-共通性〉・〈組織主体性-自我主体性〉などの存在枠において、スポーツがどのようなスタンスで教育とかがかわり、そしてわれわれがどのようにスポーツとかがかわることが「意味ある体育」でありうるのか、また何を効果として「期待」できるか、あるいはどのような価値・機能ならば、実質「教えられるか」を素朴に描写することである。「生涯スポーツ」などという概念が、われわれの体育やスポーツの世界において、極端に常識化し肥大化して一人歩きしている事実を捉え直す必要があるという課題意識がある。そして、「生涯スポーツ」は、社会的要請の主要な論理にも発展している「生涯学習社会の構築やそれへの移行」という論法的一端を担うがごとき発想は、真に可能なかどうかにも運動して検討することになる。

III 現在の「スポーツ所有」論からみた

「生涯スポーツ」運動の特徴

(1) 「スポーツ所有」と「公共性」の論理

身体運動やスポーツをすること、およびそのために訓練されることは、基本的には学校においてその主たるベースがあること、またその事実があったことはほぼ間違いないと考える。特に幼稚園から高等学校に至るまで、さらに加えて大学において「大綱化」以降も履修のコースは、極端な例外を除くと一応設定され続けてきている。

これまでスポーツ所有という概念は一般的ではなかったが、内海はその「スポーツ所有」の概念でもって、スポーツ発生論から制度論まで絡ませ

ながら公共性という観点をも発展させようとした。その上で、現代史、とりわけ戦後史において、スポーツの公共性は、とりわけ重要な問題として「生産手段の所有」と同次元の重みをもってきたと分析している⁽²⁴⁾。「したがって、現在われわれが日々直面しているスポーツの公共性は、単に『公共性』という表現でははなはだ不十分であることがわかる。つまりブルジョアスポーツ権、ブルジョアスポーツの公共性の継承・発展としての新たなスポーツ権、スポーツの公共性でなければならない(p.130)。」確かに1970年代以降、スポーツの大衆化・高度化の両面において国民的スポーツ権は、国際的にも「すべての人がスポーツを享受する権利」をもち、そのための保障を国や自治体が行う時代に入っていた。だから、学校という教育機関の中に運動やスポーツを教授する機能が作用していることは、近代教育が、例えば兵式体操を一つの教育の内容として位置づけてきたのとは根本的に異なっているはずであった。現代教育における国民的権利の保障とか「公共性」とかの内実にかかわりうる素地を形成しようとしてきているとみなしてよい。そして、国際動向としては「1975年の『ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章』に加えて1978年ユネスコ『体育・スポーツ国際憲章』にみるように、スポーツ享受は単に自由権の一つに留まるものでなく、公共機関はその権利を保障すべき社会思想に到達している(p.139)」と指摘する。しかし、今やその発展しつつあった思想性は如何なるものか。

(2)歴史的転換の重み

しかし、この水準に到達した社会思想も、わが国では1980年代において「行政改革」「小さな政府」「夜警国家」の名において、スポーツ権の思想は明らかに後退した。「民間活力の導入」という利潤政策と「スポーツの商品化」「受益者負担の原則」という個人主義化を復活強化させる方向転換をみせた。とりわけ「スポーツの商品化」は、幾つかのメジャーなスポーツにおいて著しく発展したし、スポーツの「公共性」とは、むしろ「スポーツの高度化」にかかわる事業を中核としたスポーツ施設の建設程度に矮小化されてしまっている。オリンピックの為の施設は、国家行政も地方

自治体も大いに力を発揮しようとするが、また国体のための施設をつくるのが、ひいては国民大衆のスポーツ活動に貢献するとする経済と間接的利益誘導の論理が政治の論理を形成している。公共のモノを国民や住民の税金を費やして造ることが為政者達の「行政手腕」「手柄」として利用されてしまう論理が見えかくれする。

換言すればスポーツの「公共性」は、「民間活力導入」などの論理のなかで大きく歪められ、歪められただけでなく、実はスポーツの「私事性」という性格を大きく拡大して、一般化・大衆化させてしまったのである。この問題は教育の公共性や権利性にかかわる極めて重要な課題であるが、一方において実践的理論的課題意識が低迷しているともする。この理論的課題展望として内海は、次のように指摘する。

- 1) スポーツの歴史は、それぞれの段階において、その権利と公共性が存在し、その両者は不可分にあることの実証すること。
- 2) 「新しい人権」の内容を意味する環境権・健康権・学習権・プライバシー権と共通の課題として「スポーツ権、スポーツの公共性」を設定し、自由権や社会権の種別に馴染まない性格を克服する。

そして、内海自身が「スポーツの権利・公共性と商業主義の対立(仮題)」の仕事を構想しているように、スポーツも健康も「個人責任論」「受益者負担論」「自立自助」論が展開されつつあるなかで「スポーツ基本法」をも構想しつつある⁽²⁵⁾。法的・基本的人権としてのとらえ直しを意図しているといえよう。

(3)健康とスポーツ・運動

だが、こうした法的検討に先立って、「権利」思想の構造や性格・歴史性も正当に検討されねばならない。スポーツを享受することは権利、健康も基本的人権の一つという時の〈国家—個人〉関係であり、〈法律—個人〉あるいは〈教育主体—学習主体〉の関係でもある。T・パーソンズは、健康が「有機体レベルを超えて、文化と社会構造のなかで評価され制度的に承認された状態⁽²⁰⁾」としたように、産業革命以降と市民革命以降、個人とは別に社会が健康の基準をもちはじめた経過

がある。こうした個人と社会の健康を WHO のような世界機構も問題にはしたが、この個人と社会の健康の関係を上杉は「不安としての健康⁽²³⁾」と巧妙に図1のように描いている。健康権やスポーツ権を必ずしも否定するとか、肯定するとかではなく、「権」ということの「生」における意味を問題にしている。スポーツと健康の関係に対する神話性への疑問が提示されつつあるのである。「いまスポーツに問われていることは、健康のためになぜスポーツをしないのかということではなく、なぜスポーツを健康のためにするのか」とする見解である(p.162-163)。「どのように生きたいのか」の問いかけのなかに意味が見いだせなければ「健康のためスポーツは健康への不安とスポーツへの不安を増殖させる機能しか果たさないのである」さらに加えて「生きる意味付けを失った人生は長ければ長いほど苦痛を増してゆくのである。(p.163)」ここで問題にされている健康とは、個人個人の問題かも知れないが、同時に社会的意味をも包含している。個人と他者とのかわりを国家レベルまで止揚するには無理があるが、「人びとはスポーツによって自己実現という個性化の方向に向かうのではなく、他人と同じことに安心する同質化の方向へと向かい始める。(p.161)」また、樋口も運動やスポーツと健康の関係を問題にしながら、「健康はある意味で幻想にすぎず、究極的な価値なのかというような問い自体がそれだけでは意味をなさない」さらに「スポーツは健康を目指すようにはつくられていないこと、スポーツによって健康を害する可能性があること、などは当然のことである⁽⁴⁾(p.184)」と。

健康権やスポーツ権・スポーツの公共性を展開し、国民的認識としても法律的保障としても獲得することは、大いに期待される場所でもあるが、誰にも絶対的価値とか絶対的基本権であるというその一歩手前の論理形成が逆に問題を提起するとも考えられる指摘である。「法」として体制をなすことは公共性の最たる一つの側面ではあるが、多分スポーツはすること、観賞すること、何らかの形で参画するという主体のなかに「意味づけ」られて機能性を発揮するもので、それ以上のものでも、それ以下のものでもないように把握せざるを得ない。だから、くしくも内海が指摘するよう

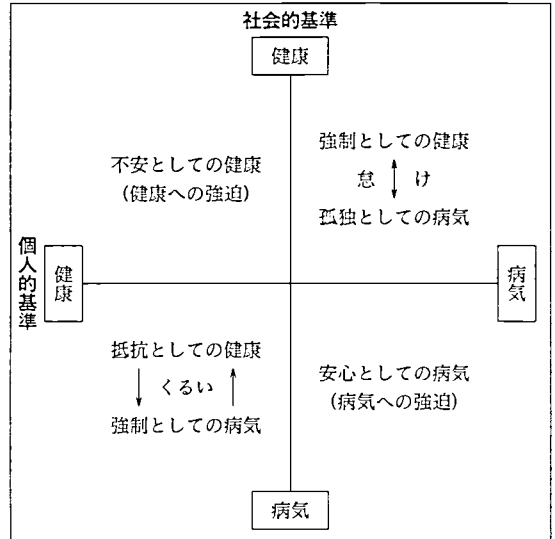


図1 健康の病気の四類型(上杉正幸, 1990 p.150)

に、1980年代を境にして、スポーツは「私事性」の最たるものとして認識されてきている。せいぜい常識的にいえることは、スポーツ施設は何かを契機(国体や国際大会)にして公費でつくれという程度なのである。そこにおける人的運営的資源の提供への道筋は、第3セクターという名の民営化や企業の手にゆだねられてきた。だから、スポーツは既に「私事性」の最たるモノに変貌してしまったといえれば言い過ぎであろうか。とりわけ社会一般におけるスポーツと人びとのかかわりは、公共性という概念自体も問題であるが「不安としての健康」や「生きる意味の喪失」に問題があつて、これを「文化的剝奪」論「社会的不遇」論と運動させるのはかなり無理であろう。

(4)学校文化と健康

だから、学校教育という文化システムにおいて「保健体育科」として「健康」をも目標の文脈に位置づけること、および実践化することは、用心深くスポーツを扱うことで全く不可能ではないであろう。しかし、これまで強調してきた「意味」としての「健康」を見いだせない現実の子ども達が多いとすれば、非常に厳しい現実にわれわれは直面していることになる。「スポーツをすれば健康になる」と保障していないものを強制することになるからである。一般論として「多分自分は

健康であり、日常の生活に何等支障をもたない」子ども達若者達は、現実には別にもふれたように「健康」も「体力」も「態度」や「習慣」も直接的には問題にしにくい性格も認められる⁽²³⁾。本論で問題とするところは、こうした教科の目的にもかかわる論理展開を「生涯スポーツ」と「学校文化」「生徒文化」の接点において設定しうるか、し得ないか、あるいは「教えることの出来る体育とその内容」に焦点づけて考察することが直接の課題となる。

Ⅳ 「生涯スポーツ」運動と「学校文化論」

(1)学校の文化性

かつて、「生徒文化」という概念を耳塚らは提起した⁽³⁾⁽¹⁵⁾。学級文化や学級史といった実態物としてクラスや学校が伝統や部活動やクラス会活動によって随分異なった様態を示すことを研究対象に据えた研究である。これらの研究は直接的には学校経営や学級経営、部活動経営などに示唆をあたえるべく位置づいている。しかし、現実問題として教科経営や授業実践と離れた角度から学校やクラスの「文化性」を問題にしているのである。だが、改めてこれらの文化性を単なる雰囲気やクラス集団機能性だけでなく、授業や教科の問題にも絡めてみたいと考えた。

1978年の高等学校学習指導要領が、それまでとはやや異なる目標に関する記述をおこなった。体育科の教科目標として「・・・生涯を通じて継続的に運動を実践できる能力と態度を・・・」といわゆる「生涯スポーツ」ともとれる方向目標を示した。こんなことを、多分子ども達も生徒たちも保護者達もほとんど知らないであろう。教師達の一部も知らないかも知れない。だから、自分たちが受けている、そう、まさに受けている授業がどちらの方向に向かっているかなどは、大した関心ももてないであろうし、したがって基本的にはその場その場に「存在感」と「意味」が見いだせれば、それなりに頑張るし、見いだせなければまたそれなりにその「場」を繕うことになる。だから、「生涯スポーツ」そのものは多分直接的には関係なくて、かつて筆者自身が問題にしたように、これが単なるスローガン以上の意味も教師は見い出

せていない。だから、個々の授業で採用する内容とか方法とかの問題とも結びつきにくいという弱さを露呈してしまう。そして、単なるスローガンとして片方において於いて、実質教師の信念や職能性・専門性とやらに任せればよいのである。事実、平成6年以降高校でも「選択制授業」の実施校が増えており、それなりの評価も聞かれる⁽²⁷⁾。学校文化や学級文化と結びつかない、ただの「選んでやる」授業に終始する。むろん、そうでなくて、「生涯スポーツ」なんて、まるで意識していない授業もある。生涯スポーツの意識が「将来」にのみ向けられるとき、無数の体力づくりの極一部を試験的にやったり、何となく軽スポーツとやらを選択してやることになる。それはそれでもよいが、例えばクラスマッチや総合個人競技会を想定しておくことで、また違った反応も期待できよう。今という時間を楽しめない、喜びや感激とも縁のない「授業」が将来の何かを保障するかも知れないと言うのは、「今は無意味でも頑張っておけば良いこともあるだろう・・・」程度の論理といわれても仕方ない。

(2)学校と生涯スポーツと自己学習力

しかし、この約25年の歴史の変遷をもつ「生涯スポーツ」概念の登場は、学校とくに学校教育の体育に「めあて学習」や能力別指導ならぬ「習熟度別学習」や「選択履修授業」という授業方法の工夫をせまった。こうした背景に、「自己学習力」の育成とか「自己教育力」の発展とかの論理が既に形成されていたかみえる。しかし、これらは果たして明確な方向性を指示し、教師やわれわれを鼓舞する論理になっているのかどうか、どうしても慎重にかつ批判的にもこれらの概念は検討しなければならないという意識がある。何故ならば、この両概念とも「ひびき」は非常によいのあるが、実に曖昧な造語であるからである。だから従来からの「主体性」概念とどう違うのかも一つの検討点であるし、さらに「新学力観」と称せられるものとの関連性についても検討することが課題になる。それだけに、これらがただの「スローガン」であるかどうかは極めて重要な問題と把握している。かつて、「生涯スポーツはイメージ多様なれど実質不明⁽¹⁰⁾」とした。また、現実問題の緊急

度に対応してしか発展しないと把握し、「①高齢者や家庭婦人などを対象とした生涯スポーツ→②それらを含みながら勤労世代の健康管理としての生涯スポーツ→③あらゆる世代と運動とのかかわりを問題にする生涯スポーツ」という発展段階を想定した⁽¹¹⁾。今はまだ、①と②の間の段階であろうと評価している。

(3)新学力観と体育授業の方法論

「新学力観(関心・意欲・態度)」が新しいかどうかは、素朴な疑問も残るが、これらは単独に問題にすることは避けねばならないだろう。ただ、この「行政サイドからの提案に対して現場の実践家も研究者も、これをどう受けとめるかで戸惑っている⁽¹²⁾」ことは事実である。ここには、「知識・技能・理解・態度」の鍵概念のセットとみなしてきた従来型との差異が認められる。この新学力観は「基礎・基本の徹底」「個性を生かす」がセットで盛り込まれていることも、一応承知しておく必要はある。かつて何度かみられた学力論争への発展も、これまでとは異なった意味で期待されるが、現実問題として授業レベルでの「方法論」の発展に結びつくケースが少なく、先述したように結果として「教師の意識変革」や「教師の自己改革」の問題として帰結してしまう傾向があった。そしてこれまでも、『意欲を高める授業』『個々人を大切に作る授業』とかは、むしろ普遍性をもった課題として認識され、実践的に工夫され続けてきたといっても過言ではない。そして、相当の教育実践の財産として蓄積されてもきていると考えている⁽¹⁷⁾⁽²⁶⁾。

(4)「意味の喪失」と「思考の放棄」と学校の役割

だからむしろ、「自己教育力」の育成とか「関心・意欲・態度」の向上という発想が、個々の授業や各教科の課題、あるいは大きくは各学校教育の目標概念たりうるかの検討が先立つ課題と言わねばならないだろう⁽¹⁰⁾。また、「自己教育力」や「自己学習力」なる概念にどこまでのコンセンサスがあるのか、またどのような達成されるべき状況や子ども達の如何なる姿を指すのかの検討も急がれる。自己学習力がことさらに今日の子ども達に欠落し、不足しているものと認定するならば、

それはなに故かという検討につながねばならない。これまでの学校教育の制度的システムで限界があったとすれば、それは教師の行為レベル(年間計画や単元構成や授業の構想と実践)の問題か、制度的システム(学習指導要領や施設設備教具用具の準備状況)や、今日的子ども達のおかれている社会環境や家族を含めた文化システムの問題かも同定されてゆかねばならない。たぶんかなり構造的な問題として把握しなおさない限り「自己学習力」自体が明確にならないし、定義も出来ないと考えるからでもある。「自己学習力」などは確かに昭和50年代から議論の対象にはなっている概念ではあるが、「内発的動機づけ」論も「外発的動機づけ」論とも「効力感」や「メタ認知」論とも関連させた議論はあった⁽¹⁶⁾。寺尾は、啓発的な著書『自己学習力の育成(波多野諠余夫編)』や「自己学習力」の概念が登場するプロセスにもふれながら、やはり教師の教育技術の問題としてとらえ直すことを強調している⁽²¹⁾。

われわれは、先ず個々人の生育発達のなかにおのずからある「自己学習力」を規定してみる⁽¹⁴⁾。これまでの「主体性⁽¹⁸⁾」概念に極めて近い概念とも考えている。豊田も主体性こそを「自己学習力の原基⁽²²⁾」であると指摘する。つまり前提として誰にも「ある」を認定した「自己学習力」である。それは直接的間接的な相互作用を前提として変化するが、ときには強く学習行動を喚起し、ときには弱くネガティブな方向性すらみせるものと規定する。その方が概念自体を捉え易く現実的なのである。運動学習や運動獲得に関して例示すれば、「這えば立て・・、立てば・・歩めの親心・・」という表現にもみられるように、親や近隣の人々との相互作用を前提とはしているが、幼児が移動運動を獲得するプロセスを見事に表現し、素朴な「自己学習力」をみることができる。生得的にプログラム化されている学習行動かも知れないが、これを自己学習と呼ばないで、例えば他の何を自己学習と位置づけるのか。親の一生懸命の励ましやかかわりと願いに応えようとしている姿がある。そして誰もが、このプロセスを経過して、自動化された歩行動作を獲得してきている。それは純粹培養的な「自分」ではなくて、まさに他者とのかかわりにおいて浮上する自分概念であるし、

他者とのかわりを典型としてもとうとする教育文化システムの最たる機能でもある。だから授業論における自己学習力は『『子どもが自分で』ではなく、『子ども達が自分達で学習活動を決め、自分たちで実践し、自分たちで反省する』時こそ、われわれ教師は援助を惜しむべきではない⁽¹⁸⁾。』と末政も教師の役割・機能・徳性に引き寄せて自己学習力や自己教育力を指摘する。「援助」という概念の問題性はなお残るが関係性としては正当であろう。

ならば、なぜいまことさらに「自己学習力」なのかという素朴な疑問もある。行政が、あるいは諸教育・体育の審議会答申がそのように指摘しているからだけではなく、モデルをなくしつつあるわが国の教育界の構造的な問題であり、学校の役割機能の変質をめぐる幾つかの指摘されておかねばならない問題状況がある。例えば、一つにJ・ハーリが指摘するような「滅びゆく思考力⁽⁶⁾」であり、高校における中途退学者は10万人を超えてなお増加しているとされるこの学校の階級と歪んだ文化としての学校存在も問題にされる必要はある。不登校や体罰・いじめや、それらによる深刻な自殺問題等々、これらが学校の機能や生徒の文化性にかかわって起きている事件と認定することは、つらいことではあるが、もはや事実と認定せざるを得ない状況がある。学校という文化システムは、素朴には「今」という時間を中心にして、「過去」と「未来」を学び、空間的には自分の「居場所の論理(教室や仲間・家族)⁽²⁸⁾」を確認しながら、これを拡大し、宇宙空間まで含めた無限の自然と社会を凝縮して、「分かっていることーまだ分からない」の区別をつけ、分かることの領域を拡大していく人工のシンボル空間である。そのシステムの開発と創造には、開発途上国の実情をみるまでもなく⁽¹²⁾⁽¹³⁾、大変な経済的・時間的な先人の努力と願いを前提として構築されてきたものである。また、そうして創造された空間がもつ「意味」は歴史的にも変遷してきている。今日の学校文化システムの「意味」は、どこにおかれているのであろうか。例えば、次のような表現は、一つのメルクマールになるであろう。

1) 「教育の場」という本来の言い方と極端ではあるが「監獄」としての機能という表現がある。

2) 一つの側面は、学校という文化システムを介して子ども達に伝え、考えさせる「学校知」の限界説である。情報爆発とか情報戦争とかに表徴される社会と自然がもつ情報量は、限られた学校期に扱い切れないという事実である。現実社会の複雑性や無限の空間性、そうした自然と社会の法則性や芸術的・文化的情報は、その質的発展と多様化・量的過多という状況において、限られた学校期間で扱うことにとっくに限界がきている。

3) 第三に、こうした第一の状況に対して、これまで行政や学校が施策としてもってきた方針は、学校自体の多様化という方略でこれらの問題に対応しようとしてきた。高等学校では、さらに教科選択やコース制で対応しようとしてきた。ここには既に制度的に「選択」とか「自己決定」の論理を強調せざるを得なかったのである。だから、「生涯学習社会」への移行といい、ともかく行政がその財力とノウハウだけでは、どうにもならなくなったから、その理由において強調されているのであって、すべてが例えば体育教育の論理として要求され、強調されているのではない。逆にいえば、学校で子ども達が学ぶべき「必要最低(ミニマム・エッセシアル)」の「教育内容」の論理をわれわれが形成しえなかったことも影響しているし、スポーツ種目の単位でしか対象化しえなかったことの反映かも知れない。

V 健康概念からみた学校体育授業

現実問題としても、個々の体育授業の問題としても「健康」を直接問題の対象にし得ないと結論せざるを得ない。また、多様化と言う名のコース制や選択制授業は、一応制度的には仕方ないとはいえても、また世界的傾向とはいえても「健康」にかかわって成功的な未来を持つかどうかは、別の次元の問題である。したがって、「自己学習力」といった概念を、単なるスローガンでない、つまり学校教育システムの目的であるとか、保健体育という教科の目標にできるとか、個々の単元や具体的な体育授業が直接的に「自己学習力」の育成を目標にできるかとは、これも別の次元の問題であるといわざるを得ない。

だから、体育授業の普遍性のある目的・目標とか教科の目標とかも、単元目標とかも、具体的な素材としてのスポーツを対象化しながら論じていくしかないと思われる。なお、その際でも、直接的には「健康」も一義的意味をもちえず、スポーツそのものの中に「教える意味」と「学ぶ意味」が正当に、かつ「過程的」に位置づけられることが求められていると考える。その「正当性」とはどこからどのような論理で導かれるかといえ、現時点では、次のように考えざるを得ない。

- 1) 体育授業の実践家達の成功事例からである。この時の成功という時の「内容」「方法」とも「成功」といわしめる「基準」の確認も重要な観点になる。
- 2) 「自己学習力」は、われわれにまず存するものであって、〈ある〉とか〈ない〉とか、ないから〈育てる〉とかの論理ではない。われわれ自身の「内」と「外」との相互作用に加えて、自らの「内なる自己」とのコミュニケーションと相互作用を問題にすることになる。
- 3) したがって、「選択制」という授業の方法の検討よりも、どれだけ「意味」のある「関係」を授業のなかに位置づけていくかとする課題の方が、遥かに普遍的で重要な課題である。
- 4) そういった「関係性」の重視という観点から、学校文化・生徒文化というものも、授業の論理に引き寄せていくことを要求されるだろう。

引用・参考文献および注

- (1) 安彦忠彦(1994)；学力をどう論じるか，現代教育科学，No449，pp.109-113
- (2) 朝岡政雄(1994)；教科体育における運動学習の存在根拠に関する運動学的一考察，体育学研究，39，pp.267-275
- (3) 伴 恒信(1990)；学校文化と生徒の意識，黒羽亮一，他編「教育内容・方法の革新」所収，教育開発所
- (4) 樋口 聡(1986)；健康への疑問—体育，スポーツ，健康の関係の考察—，広島大学教育学部紀要第2部，第34号，pp.175-185
- (5) 池上春夫(1994)；健康面からみた運動の功罪，筑波大学体育科学紀要，17，23-30
- (6) J.M. ハーリ／西村，他訳(1992)；「減びゆく思考力」，pp.312-321，大修館書店
- (7) 北原貞輔，他(1991)；「日本のシステム思考」，p.3，中央経済社
- (8) 松岡重信，他(1991)；わが国における「生涯スポーツ」概念の実情と学校体育のとの関連についての研究，日本教科教育学会誌，15(1)，pp.7-16
- (9) 松岡重信，他(1994)；わが国における「生涯スポーツ」概念の実情と学校体育のとの関連について，日本教科教育学会誌，16(4)，pp.29-37
- (10) 松岡重信；(8)の前掲書
- (11) 松岡重信；(9)の前掲書
- (12) 松岡重信(1993)；ネパールの保健体育教育の現状(2)，中国四国教育学研究紀要，第38巻2部，pp.349-354
- (13) 松岡重信(1994)；ネパールの体育教育の実情(3)，中国四国教育学研究紀要，第39巻2部，pp.354-359
- (14) 松岡重信(1994)；主体性の論理と「体育教授学」の構想，学校教育，No919，pp.6-11
- (15) 耳塚寛明(1980)；生徒文化の分化に関する研究，教育社会学研究，第35集
- (16) 無藤 隆(1986)；教師自身の自己学習力を増そう，現代教育科学，No350，pp.5-9
- (17) 子川真二(1994)；運動文化の現代的課題を教科内容にするための試み，中国四国教育学研究紀要，第39巻2部，pp.395-400
- (18) 末政公徳(1986)；教育の目標と児童観・集団観に着眼，現代教育科学，No350，pp.42-47
- (19) T・パーソンズ／丸山哲史訳(1991)；「文化システム論」，pp.9-17，ミネルヴァ書房
- (20) T・パーソンズ／武田良三監訳(1973)；「社会構造とパーソナリティ」，p.351，新泉社
- (21) 寺尾慎一(1986)；授業で教えて育てるもの，現代教育科学，No350，pp.25-29
- (22) 豊田久亀(1986)；のれん分けの授業ができる教師，現代教育科学，No350，pp.10-14
- (23) 上杉正幸(1992)；不安としての健康，亀山佳明編『スポーツの社会学』所収，pp.142-164，世界思想社
- (24) 内海和男(1989)；「スポーツの公共性と主体

- 形成], pp.131-136, 不昧堂出版
- (25)内海和男;24)の前掲書, pp.125-136
- (26)山本貞美;「8秒間走」や「ねらい幅跳び」
「折り返し持久走」の授業実践を多くの著書
に著している。
- (27)横浜市立高等学校保健体育研究会編著(1992)
;選択制の体育授業を創る, pp.75-98, 大修
館書店
- (28)上野ひろ美(1993);教室を「まなざしの範囲」
にする, 吉本 均, 編:『「まなざし」で身
に語りかける』, 新・教授学のすすめ1所収,
pp.35-43, 明治図書

<英文要約>

A Study on the Relationship between Social Movement of Life-time Sports
and School Physical Education in Japan (3)

by

Shigenobu MATSUOKA and Jie Li

Faculty of Education, Hiroshima University

This paper was envisioned to discuss about the objectives of physical education and also to determine and make appropriate theoretical models on health concepts of sports activities in the school. The health concepts can not be considered appropriate to our sports education in the school. Teachers must then set the meaningful relationship in the teaching-learning process of physical education for both the components as teacher and student. We should also reduce the meaning and the resonability from actual sucessful physical education.

- 1) We should select successful practices, and find out the “contents”, “methods” and “criterion” of excellent teaching-learning process in physical education.
- 2) Since we and the students have a “self-oriented learning power” within ourselves, then we must discuss the quality of communication of “I” and “ourselves” not only about the other people.
- 3) It is more important to discuss about the problems to what is “meaningful to teachers” and those that are “meaningful to students” among the sports activities in school physical education than the “methods” of the optional systems.
- 4) The school and student cultures would require our teachers to exert their effort to introduce the didactic theory from the view point of the variety of communication and relationship styles.